

地域ので災害に強いまちづくりを！

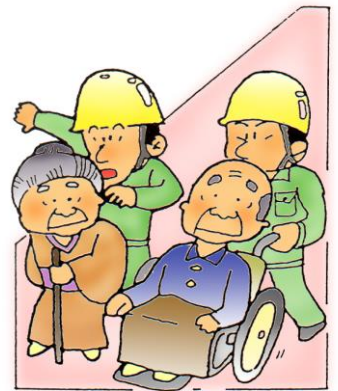
～災害時要援護者避難支援計画～

「おびひろ避難支援プラン」の概要について

帯広市は、災害時に「自力で避難することが困難な」高齢者や障害者などのみなさまに、安心・確実に避難していただくために、「おびひろ避難支援プラン」を策定しました。このプランは、自助および地域の共助を基本とし、地域において情報伝達や避難誘導などの避難支援体制を整備し、安心して暮らせるまちづくりをめざすものです。

『避難支援プラン』ってなに？

災害時や、災害発生のおそれがある場合に、一人では避難が難しく何らかの助けを必要とする人たちが、地域などから円滑に支援が受けられることができるよう、あらかじめ「災害時要援護者」として市に登録をしていただき、地域、関係団体などが協力して避難支援をおこなう計画です。



『災害時要援護者』ってだれのこと？

高齢者、障害を持つ方、乳幼児、妊産婦などが対象になりますが、市では、原則として、在宅の方で、避難することに支障があるすべての方を対象者とします。特に、次の①～⑥の方を、「優先把握対象者」と位置づけ、制度周知に努めています。

- ① 市の「ひとり暮らし高齢者」に登録をされている方
- ② 身体障害者手帳の交付を受けており、その程度が1級又は2級の方
- ③ 介護保険法の要介護認定が、3、4、5の方
- ④ 療育手帳の交付を受けている方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ⑥ 指定難病等の特定医療費受給者証の交付を受けている方



※ ①～⑥に該当しない方でも、避難することに支障がある、または不安がある方は、市に申請することで、災害時要援護者として登録できます。

登録するにはどうするの？

- 災害時要援護者として登録し支援を希望される方は、申請書に必要事項を記載のうえ市へ申請いただきます。（本人が申請書に記入・記載が困難な場合は、代理申請ができます。）
- 申請される方は、地域の支援者や支援団体などに、個人の情報を提供してもよいというご本人の同意が必要になります。

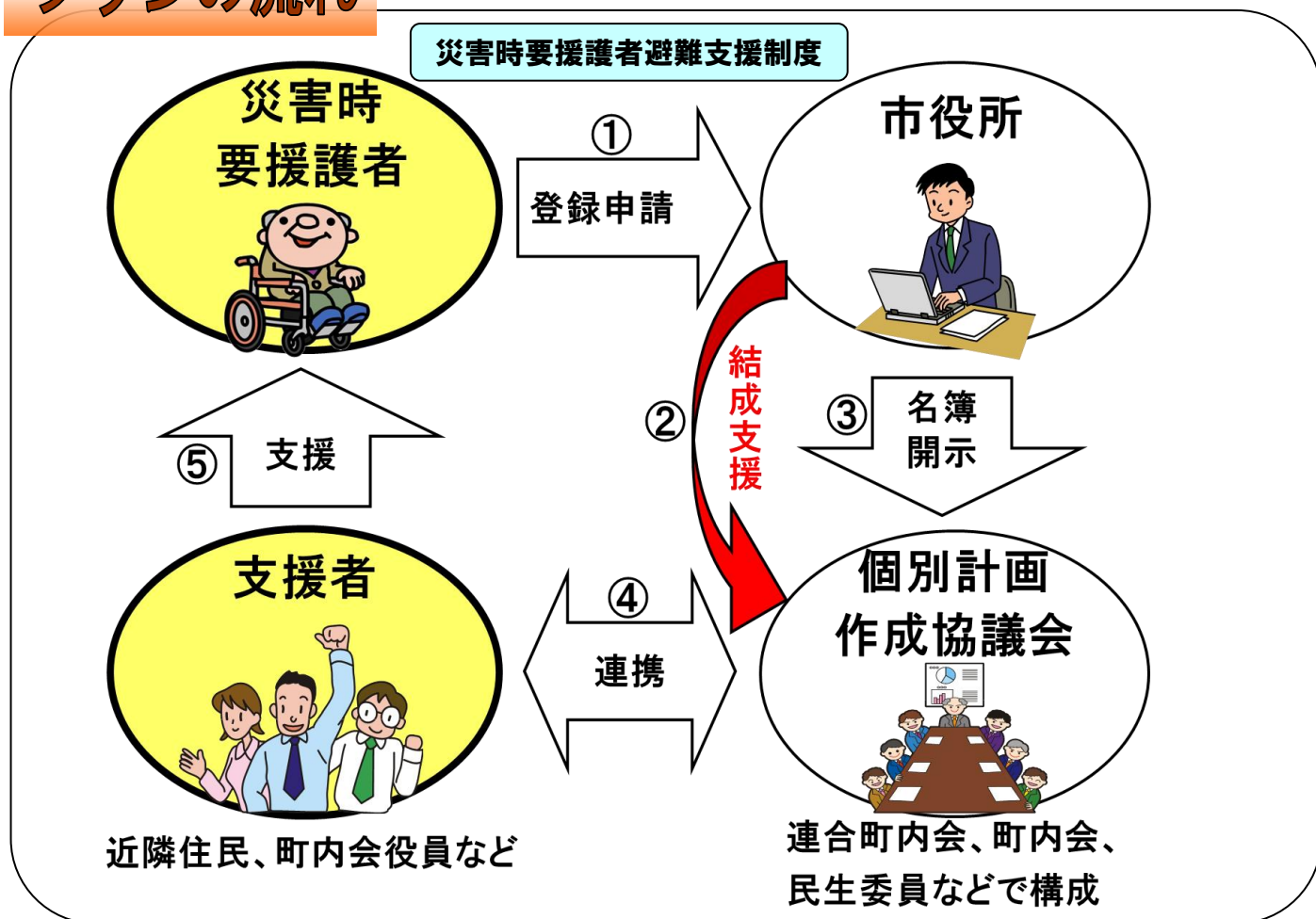
支援してくれる人は誰なの？

- いざというときに、すぐに支援できるよう、災害時要援護者の意向を踏まえて、協力の得られる近隣住民の方をお願いしたいと考えています。
- 災害時要援護者に登録したからといってすぐに支援者が決まるわけではありません。今後、各地域で「個別計画作成協議会」を立ち上げて協議され、支援者が決定されますのでご了承ください。
- 作成された個別計画は、地域の個別計画作成協議会や市で、情報を共有し、災害時に活用します。

個人情報を守られるの？

- 個人情報は、行政内及び支援団体において適正に管理するとともに、避難支援以外の目的には使用いたしません。

プランの流れ



問い合わせ先

- おびひろ避難支援プランに関するお問い合わせは、下記までお願いします。

帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市役所危機対策課危機対策係
電話 65-4103 (直通) FAX 23-0151
E-mail ~ bousai@city.obihiro.hokkaido.jp